

平成29年度 第5回京丹波町子ども・子育て審議会 議事概要

日時：平成29年12月8日（金）午前9時30分～11時30分

場所：瑞穂保健福祉センター2階 集団指導室

欠席委員：9名

1 町長あいさつ

太田町長あいさつ

2 開会あいさつ（会長）

会 長：寒い時期になり、朝起きて屋根を見ると雪で白く見えている。テレビでは、インフルエンザの予防接種が不足しているというニュースがあった。いよいよインフルエンザが流行する時期が来たと思っている。近隣では、国道173号線が災害のため、がけ崩れのおそれがあり通行止めであったが、夕方から開通する予定と聞いている。

昨日、園部消防署で会議があり、今年1月1日からの火災件数、救急出動件数が市町単位で掲示されていた。火災件数は26件、京丹波町はそのうち16件であった。特に目立ったのが、コンセントの発火で、差込部分が老朽化してショートするということである。ご家庭だけでなく、職場でも大掃除の時期でもあるので、コンセントの差込を確認した方が良いということであった。

今日は欠席者が多いが、和知ふれあいセンターで福祉まつりが開催されているので、このあと時間がある方は行ってもらえたら良いと思う。また、今日は太田町長にもご出席賜り、厚くお礼を申し上げます。アドバイザーにおかれても遠方から度々ご出席いただき厚くお礼を申し上げます。

年を明けてあと1回審議会を開催する予定である。今年度、最後まで皆様のご協力を賜るようお願いする。

3 自己紹介

4 協議事項

(1) 町立認定こども園開設に係る基本計画（案）について

【事務局による提案】

会 長：前回審議会でも、アドバイザーをはじめ、委員の皆様からのご質問・ご提案を踏まえた12月版の基本計画（案）となっている。それを踏まえてご質問などをお願いしたい。

委員：開所時間について、土曜日の午前7時30分から午後0時30分は決定事項なのか。母親の立場からすると、午後0時30分までというのはあまり意味がないように感じる。

⇒**事務局**：開所時間としては、認定こども園の開園と同時に開所時間も変更するのは負担が大きいこと、また、保育士の配置基準も府の基準よりも充実した体制とするよう取り組んでいることもあり、開園にあたっては、現行どおりにしたいと考えている。

事務局：本日欠席の委員からのご意見について、事務局から説明する。基本計画（案）中、「顔の見える関係」という文言が抽象的な表現であるため、具体的な表現にするようご指摘があった。事務局としては、「お互いの考えや方針が共有できる関係」にあらためるよう提案させていただきたい。

アドバイザー：「顔の見える」という表現は、教育学の世界でもよく使われる。行政文書としては残しておいた方が、質が高くなると思う。

⇒**事務局**：アドバイザーからいただいた提案について、事務局としても委員からのご意見をもとに変更したこともあり、アドバイザーからのご意見もあり、2つのご意見を合わせるような形で基本計画（案）に盛り込み、行政用語と分かりやすい表現として、少しでも多くの皆様にとって分かりやすい内容に訂正させていただきたい。

委員：先ほども質問があったが、土曜日の午後0時30分という点について、開園時は現行のままということは分かるが、いつになればこの点を真面目に検討していただけるのか。現行のまま開園して、その1年後とするのか、決めていただきたい。

⇒**事務局**：本審議会でもいただいた提案は、別に設けている開設準備委員会で今後検討させていただきたい。

委員：土曜日の開所時間について、一般的には土曜日・日曜日は仕事が休みであるが、仕事のためにお母さんたちが勤められるには、ぜひとも、土曜日の保育を配備して欲しいということか。

委員：土曜日に仕事があるが、保育所で半日しか預かってもらえないため、親類の子を預かることがあった。保育所のきまりに対して、保護者が何とか合わせている状況である。そもそも土曜日が休みの仕事を選ばざるを得ない状況、職場に「申し訳ないが土曜日は休ませてくださいと言っている」状況であることを分かっていたらいいと思う。綾部市では、土曜日でも18時30分まで預かってもらえる。利用するかしないかは、親の判断であるが、土曜日保育をするのであれば午後0時30分までというのはおかしいと思う。午後0時に終わったとしても30分で迎えに行ける距離でしか勤められないことになる。

委員：私も仕事をしてしたが、土曜日・日曜日でも忙しい状況で、土日に保育所が必

要な状況で、子育てをしていた。最近、亀岡市でも公立保育所1園が土曜日保育を開始されていると聞いている。亀岡市内の方は全てその1園を利用しているそうである。土日にお勤めになっている保護者は、そこがネックになる。公立の保育所・幼稚園しかないこの地域では、保育所に預けられないときに苦渋の思いがあると思う。開設時は大変だと思うが、人員を確保していただく、場所を確保していただくなど、前向きに検討していただきたい。今後、若いお母さんたちが勤めながら子育てをしていくうえでは、今までの土日休みが当たり前ではなくて、切り替えをしていかなければならないと思う。働き方改革で平日の働き方を変えていくことも大事だが、土日勤めをしなければならない保護者もいる。預けられるのは、核家族であれば、保育所やこども園だけと思う。そういう人たちの思いを、公立の保育所・幼稚園しかない地域では、担っていくことも必要となる。会議で出されたお母さんたちの声を今後前向きに検討していただくよう声を重ねて願います。

委員：私からも願います。子育てのいろいろな施策の中で、今ご指摘のようなことが一つでもあれば、京丹波町の子育て施策は欠落している。このような欠陥があるので、「京丹波町には移らないでおこう」となる。子育てをする人が京丹波町に来ない。総合力がないと、なかなか人は京丹波町に来てくれない。その一つが今ご指摘のように、保護者それぞれ働かざるを得ない中で、自分で選択して土曜日休める仕事がないという状況であり、お母さんたちの状況は悲痛であると思うので、ぜひ土曜日保育を考えていただきたい。

会長：お母さん方の生の声、感じておられたことをご意見としていただいた。計画（案）としてはこのままとするが、今後の会議等でこの案件を検討して、前向きな結果を挙げていただきたい。他にこの案件についてご意見はあるか。

委員：孫の保育所を選んでいる知人がいる。私立であれば、夏休みもなく、3歳になったら預けられるようである。これから保育料も無償化になっていくと、いろいろな面で新しくできる認定こども園も考えていかなければならないと思う。女性の働き方改革を行っていくには、保護者に優しいこども園を作っていたらと思う。

⇒**事務局**：これから平成34年度の開設に向けて行政の内部で検討を進めていく中で、委員の皆様からいただいたご意見も確実に議論させていただき、前向きなかたちで、より保護者のニーズに対応できて子育てしやすいまちづくりの体制をつくるということで、取り組んでいきたい。

会長：しっかりと検討していただきたい。それでは、決議に入らせていただく。京丹波町子ども・子育て審議会に関する条例第5条第3項の規定に基づき、協議事項「(1)町立認定こども園開設に係る基本計画(案)について」お諮りしたい。提案内容で答申することで異議のない方は挙手をお願いします。

(出席委員全員が挙手)

会 長：全員賛成で承認とし、答申に進みたいと思う。

(2) 町立(仮称)たんばこども園新園舎建設基本計画(案)について

【事務局による提案】

会 長：それでは、皆様のご意見をいただきたい。

委 員：1点確認であるが、現存物件の将来性については、どこの会議で議論するか。

⇒事務局：今回の基本計画(案)に関しては、上豊田保育所と下山分園が該当するが、どちらも施設が老朽化している中で、今後、跡地活用について町としても検討していく必要がある。まずは、町として認定こども園の敷地については方向性が示されようとしていることも含めて、地元の皆様に説明をしたうえで、それぞれの跡地をどのような形で利用していく必要があるか、地域の皆様のご意見を踏まえながら検討していきたいと考えている。具体的な内容についても、長時間放置しておくことは許されませんので、別の会議でしっかりと引き継いでいきたいと思う。

委 員：「園児の健やかな育ちを促せる」という表現を、「支援する」などの能動的な表現に変えた方が良いと思う。

⇒事務局：他に同じ表現を使用している部分があるので、全体的に確認し検討する。

事 務 局：欠席の委員からのご意見を事務局から説明する。子育て支援ルームの「床暖房設備」について、子育て支援ルームにのみ記載があるが、その他の部屋にも整備してはどうかというご指摘であった。子育て支援ルームについては1室のみであり明記しているが、施設全体としてどの部屋に「床暖房設備」を整備するのかは、現時点では決定が難しいため、子育て支援ルームの「床暖房設備」の記載は、基本計画書(案)からは削除させていただきたい。

子育て支援ルーム以外の保育室などについても、当然、床暖房設備などの設置を検討していくことになるが、今後、建物の設計を進めていく段階ですべての部屋について具体的な検討をしていくことになるため、基本計画(案)では、一旦、他の部屋とも合わせるため削除し、細かい設備については設計の段階でしっかり検討していくことで皆様にはご理解をいただきたい。

委 員：現在、床暖房はどこかの施設に入っているのか。

⇒事務局：保育所では、みずほ保育所と、わちエンジェルの乳児室に床暖房が入っている。

委 員：「子育て支援センター」と「子育て支援ルーム」の違いが分かりづらい。

⇒事務局：現在、3地域に「子育て支援センター」を開設している。こども園の開設時には、新たに拠点となる「子育て支援センター」を整備し、拠点の「子育て

支援センター」から各地域の「子育て支援ルーム」に出向くという形を考えている。

委員：こども園には「子育て支援ルーム」が整備されて、拠点の「子育て支援センター」から派遣されてくるとのことか。

⇒事務局：そのような形で地域の支援を充実させていきたいと考えている。

会長：それでは、採決に入らせていただく。京丹波町子ども・子育て審議会設置に関する条例第5条第3項の規定に基づき、協議事項「(2) 町立(仮称)たんばこども園新園舎建設基本計画(案)について」お諮りしたい。提案内容で答申することで異議のない方は挙手をお願いします。

(出席委員全員が挙手)

会長：全員賛成で承認とし、答申に進みたいと思う。

(3) 答申内容(案)について

【事務局による提案】

会長：何かご質問はありますか。

委員：基本計画(案)の「(案)」がとれる段階はいつなのか。答申のときは基本計画(案)のままなのか。

⇒事務局：審議会から提出していただく段階では基本計画(案)である。その後、町がその内容を踏まえて、パブリックコメントなどを経て、町として基本計画を策定する流れとなる。最終の審議会では、審議会の日程にもよるが、「(案)」がとれた形でお示しできる。

委員：「諮問を受けたこども園」ということを前段で示しているのだから、後段で「諮問を受けた」旨を記載するのは不要である。下山分園については、上豊田保育所の分園であることを明記した方がよい。

⇒事務局：「諮問を受けた」は削除する。下山分園については、基本計画(案)の記載に合わせ、「上豊田保育所及び同下山分園」とする。

委員：アドバイザーの先生は名字だけでなく、お名前も記載した方がよい。

会長：それでは、他に質疑もないようであるので、ただいま質疑、提案いただいた内容で修正した文章で、京丹波町子ども・子育て審議会設置に関する条例第5条第3項の規定に基づき、協議事項「(3) 答申内容(案)について」お諮りしたい。異議のない方は挙手をお願いします。

(出席委員全員が挙手)

会長：全員賛成で答申内容を決定する。

(3) その他

会長：事務局から何かあるか。

⇒事務局：事務局からはない。

5 総括・助言

会 長：ここで、アドバイザーからお言葉を賜りたいと思う。

アドバイザー：審議会の皆様には、大所高所から良いご意見をいただいたと思う。新園舎の基本計画（案）ができたので、京丹波町の子育ての環境が良いと、近隣の自治体から評価していただける内容にできるよう、これからさらに検討を深めていただければ良いと思う。

とりわけ、先ほど数名の委員から強い意見が出たように、働く母親にとって子育てがしやすい環境、それはやはり京丹波町であり、だからこのような施設であるとしっかりと書き込むことが重要であり、事務局でも前向きに検討するというところで安心しているところである。

一方で、子どもの立場から考える必要があるが、この「こども園」が子どもたちにとって、この園で学んで良かったと思えるメリットをどのように作るか、一番大きなポイントは「教育課程」である。子どもたちにとって、「どんなことを教えてくれるのか」、「何ができるのか」、「そこで何を学びとったのか」、「どんなことを自分として身につけたのか」など、教育課程の内容に踏み込んだ議論がまだなされていないので、今後しっかりと肉付けしていくべきであると思う。

新聞やニュースで、小学生、一番問題なのは中学生であるが、中学生の自殺案件が増えてきている。小学校に入る前の子どもの「根っこ」の部分をしっかりと支えられるような情操教育が重要であると考えている。今回の基本計画（案）にある「広い園庭」は重要で、広い空間を子どもたちに提供して、遊びを創造できるような場所が確保されていると思う。加えて、これから教育課程を考えると、年に1回は演劇を観たり、音楽を聴いたり、あるいは、京丹波町のホッケーを前面に出し、全日本クラスのホッケーの合宿を京丹波町でもらうなど、ホッケーと幼児教育を重ねていくような特徴も作ると、まちな流れ、まちな勢いと、子どもたちの教育課程を連動させられると思う。

この「こども園」の良い所は、近隣に小学校があること。保幼小を連携させていく流れを作れること、親からみても、あの「こども園」に預ければ学力的にも安心だと思ってもらえる。そのような議論を今後していただきたい。

最後に一点、良い「こども園」ができると、そこで働く教員の確保が必ず課題になってくると思う。たとえば、京丹波町が佛教大学と包括協定を結んで、若い教員を京丹波町に送り出せるようにしたいという思いがある。京都には他の幼児教育の大学もあるので、しっかりと連携して、京丹波町で生まれ育った子どもたちが、例えば京都市内の大学で資格を取って、京丹波町の「こども園」

で働くことができる。そのような流れをしっかりと確保する必要がある。場合によっては、若い学生たちがこの「こども園」で、随時、実習やボランティアに来ることができて、自分もこの「こども園」で働きたいと思うような流れを作っていくと、教員の確保という意味では非常に重要な取り組みであると思う。

さらに、教員をどうやって確保するかという問題もご提案いただければ、交渉の場に立つ用意はあるので、そんな思いも紹介させていただいて総括としたい。

会 長：貴重なご意見をいただいたことに感謝する。委員の皆様におかれても、お忙しい中ご出席いただき、忌憚のないご意見を賜りお礼申し上げます。3月に最終の審議会を開催するので、引き続きお願いする。

6 報告事項

(1) 審議会から町長への答申方法について

(2) 委員報酬の支払について

【事務局による説明】

7 次回会議（第6回審議会）

【事務局による提案】

第6回審議会の日程、場所については、会長・副会長と相談のうえ、あらためて連絡する。

・第6回審議会

日時：平成30年3月中旬～下旬

場所：未定

8 閉会あいさつ（副会長）

副 会 長：本日も熱心に審議をしていただいた。子ども・子育て審議会が「こどもの幸せを願う」という、本来の思いをもって審議する貴重な機会になった。貴重なご意見をいただけたと思う。まだまだ、このあとの状況で、変わっていく内容もあるかと思うが、平成25年に審議会が立ち上げられ、これまで関わって来られた皆様に感謝し、ご挨拶とさせていただきます。

閉会